



沖労発雇均 0829 第1号
令和6年8月29日

公益社団法人 沖縄県トラック協会 会長 殿

沖縄労働局長



「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」に関する周知依頼について

労働行政の運営につきましては、平素より格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」（令和6年第42号。以下「改正法」という。）が令和6年5月31日に公布され、令和7年4月1日から段階的に施行されます。

改正法におきましては、育児・介護に関する個別の事情に対応して、男女ともに仕事と育児・介護を両立できるようにするため、子の年齢に応じた柔軟な働き方を実現するための措置の拡充、男性の育児休業等の取得状況の公表義務の対象拡大、個別の労働者への仕事と育児の両立に係る意向の聴取及び仕事と介護の両立支援制度の周知等の義務付け、次世代育成支援対策推進法による行動計画の策定時における数値目標の設定等の義務付け等の措置を講じることが定められています。

つきましては、改正法の趣旨を御理解いただき、同封しておりますリーフレットを広報誌やホームページに掲載等していただきますよう、お願い申し上げます。また、会員企業を有する団体におかれましては、会員企業の皆様への周知に御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、厚生労働省では、仕事と育児・介護の両立支援に取り組む中小企業事業主を支援する両立支援助成金制度を設けており、令和6年1月から「育休中等業務代替支援コース」が、令和6年4月から「柔軟な働き方選択制度等支援コース」が新設されておりますので、改正法の周知に際しまして、両立支援助成金制度も併せて周知を行っていただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、同封しております改正育介法のリーフレットの電子媒体は、下記沖縄労働局のホームページに掲載しておりますので、併せて御活用くださいますようお願いいたします。

申し上げます。

参考：令和6年改正育児・介護休業法、次世代法（沖縄労働局ホームページ）

https://jsite.mhlw.go.jp/okinawa-roudoukyoku/newpage_00605.html

担当：沖縄労働局 雇用環境・均等室 桃原・松井
(TEL) 098-868-4380